平成２７年（フ）第１４６８号
神奈川県大和市桜森２丁目20番６－２号
債務者　西埜　一也
1　決定年月日時　平成27年９月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　飯島　麻樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年12月17日午前11時
5　免責意見申述期間　平成27年12月16日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第６５号
富山県高岡市宮田町３番23号
債務者　平原さき子
1　決定年月日時　平成27年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　武島　直子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年12月24日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成27年12月23日まで
富山地方裁判所高岡支部

平成２７年（フ）第１９０号
三重県四日市市ときわ４丁目８番33号　レオパレスときわ荘304
債務者　渡邉　彰
1　決定年月日時　平成27年９月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　辻　龍範
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年１月15日午前10時
5　免責意見申述期間　平成27年12月25日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２７年（フ）第８９５号
埼玉県加須市多門寺78番地７　レオパレスリバーシティ106号
債務者　平山　勝己
1　決定年月日時　平成27年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　根岸　遼
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年１月18日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成28年１月５日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第１３５号
山形市小白川町４丁目４番24号
債務者　大風有紀子
1　決定年月日時　平成27年９月25日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　向田　敏
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年１月14日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成28年１月７日まで
山形地方裁判所民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２７年（フ）第５７２号
仙台市若林区大和町４丁目２番１－1102号
債務者　齋　ひろみ
1　決定年月日時　平成27年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月24日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第５５号
秋田県能代市字鳥小屋16番地４
債務者　齋藤　健
1　決定年月日時　平成27年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月24日まで
秋田地方裁判所能代支部

平成２７年（フ）第２６６号
茨城県水戸市下大野町4307番地
債務者　平戸　聡志
1　決定年月日時　平成27年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月24日まで
水戸地方裁判所

平成２７年（フ）第５６号
富山県射水市戸破4013番地　メゾン・ファミーユⅠＢ－202
債務者　花澤　香織（旧姓牧野）
1　決定年月日時　平成27年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月24日まで
富山地方裁判所高岡支部

平成２７年（フ）第１７３号
金沢市御所町１丁目369番地、従前の住所金沢市みずき１丁目227番地
債務者　髙橋　昭夫
1　決定年月日時　平成27年９月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月24日まで
金沢地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第９４号
長野県上田市上田原815番地10　市住124号
債務者　瀧澤　浩司
1　決定年月日時　平成27年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月24日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２７年（フ）第９５号
長野県上田市富士山2135番地１
債務者　桑木こと　クワキ　ロベルト　ヒデオ
1　決定年月日時　平成27年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月24日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２７年（フ）第９７号
長野県上田市上野1100番地35
債務者　吉見　重貴
1　決定年月日時　平成27年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月24日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２７年（フ）第９８号
長野県上田市上野1100番地35
債務者　吉見　政子
1　決定年月日時　平成27年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月24日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２７年（フ）第９９号
長野県上田市神畑573番地　ウィルコ手塚２101号
債務者　太田　透
1　決定年月日時　平成27年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月24日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２７年（フ）第２０３号
三重県四日市市平町23番17号　船尾荘
債務者　松岡　惠一
1　決定年月日時　平成27年９月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月24日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２７年（フ）第１０５号
京都市西京区御陵内町３番地６　桂マンション701
債務者　岩本　健吾
1　決定年月日時　平成27年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月24日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係